

大さん橋ホール ご利用にあたって

1 利用申込に関して

(1) 仮予約申込の流れ

- ア ご利用18ヶ月前（毎月第一平日9：30～受付開始）電話（045-211-2307）にて空き状況確認
- イ 予約受付 ※有効期間：3日間（土日・祝日を除く）
- ウ 仮申込書FAX（045-211-2309）またはメールにて送信
- エ 3日以内（土日・祝日を除く）に仮申込書を返信
（注：仮申込の返信がない場合、施設からの連絡なしにキャンセル扱いとする）
- オ 内容確認後、承認印を捺印し返信
- カ 申請者に仮申込書が届いた時点で、仮予約成立

(2) 仮予約有効期限

開催13～18ヶ月前	開催7～12ヶ月前	開催4～6ヶ月前	開催3ヶ月以内
1ヶ月間	2週間	1週間	3日間

(3) 本申込（施設申込書）の流れ

- ア 仮予約有効期限内に、大さん橋公式HPより施設申込書をダウンロード
- イ 必要事項記入・捺印の上、ホール事務所宛（〒231-0002 横浜市中区海岸通1-1-4）郵送
- ウ 内容確認後、承認印を捺印し請求書（施設使用料）と一緒に返送

2 利用料金に関して

- (1) 本申込（施設申込書）承認後1ヶ月以内に施設使用料半金をお支払いいただき、開催1ヶ月前までに残金をお支払い下さい。期日までにお支払いがない場合、キャンセル扱いとし申込を取り消します。※支払い期日は請求書をご確認下さい。

(2) 支払い期限

開催13～18ヶ月前承認		開催7～12ヶ月前承認		開催4～6ヶ月前承認		開催3ヶ月前以内承認
半金(50%)	1ヶ月以内	半金(50%)	1ヶ月以内	半金(50%)	1ヶ月以内	
残金	6ヶ月以内	残金	3ヶ月以内	残金	2ヶ月以内	

3 利用変更・キャンセルに関して

- (1) 主催者の都合により（利用期日、時間、場所等）申込を変更またはキャンセルされる場合、速やかにお知らせ下さい。
- (2) 支払いが済んだ施設使用料は下記参照下さい。

開催12ヶ月前	開催12～2ヶ月前	開催1ヶ月前
全額返金	半金(50%)支払い	全額(100%)支払い

4 緊急地震速報について

- (1) 緊急地震速報を受信すると自動的に音声流れます。解除、停止することはできません。

5 津波警報について

- (1) 東京湾内に津波警報が発令された場合、基準潮位を考慮しながら、施設使用を中止する場合があります。

6 音に関して

- (1) 隣接するショップ、レストランからパーティ等による音が漏れてくることがあります。
(2) 新港（赤レンガ倉庫）側の火災探知機からは、絶えず稼働音が発せられています。

7 振動に関して

- (1) 建物の構造上、激しい運動やダンスまた、数人が同じ様な動きをすると建物全体が揺れてしまうため、利用をお断りする場合があります（コンサート等は着席形式でお願いします）。

8 床（ターミナル全体）に関して

- (1) 板と板の間に隙間があるため、小さい物や書類等が床下に落下・挟まる可能性があります。安全のため催事中、床を開ける作業はできません（コイン・カード・アクセサリ・ハイヒール等）。

9 トゲ（ターミナル全体）に関して

- (1) ホール内で使用している床材はトゲが刺さり易く、『手をついたり』『裸足になったり』すると危険です。ホール内で裸足になることを禁止しております。特に小さいお子様にはご注意ください。

10 空調に関して

- (1) 冷房、暖房または中間期において状況に応じた外気量調整による換気運転を行なっています。
(2) 冷房期間中、暖房運転はできません。また、暖房期間中、冷房運転はできません。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
暖房運転			冷房切替	冷房運転						暖房切替	暖房運転	
※『4月末～5月初旬、冷房運転』・『10月末～11月初旬、暖房運転』切り替え期間となり、切替日（おおよそ2～4日間）は外気量調整空調となります。例年、切替日は未定で気候状況に合わせおおよそ1ヶ月前に決定します。												

- (3) 異常気象等による予想外の気温低下、上昇には対応できない場合がございます。また、夏季において外気温度が非常に高い時、冬季において外気温度が非常に低い時、必ずしも快適な空調ができるとは限りません。

- (4) 吹き出し口の位置が異なるため、場所や人によっては空調の感じ方が異なる可能性があります。

11 飲食に関して

- (1) ホール内での飲食は可能です。簡易調理ができるパントリーも設置しております。ご利用後、当社指定業者による特別清掃等が発生します。また、ケータリング会社をお探しの際は、大さん橋ホールケータリングのご案内を参照して下さい。

12 火気（裸火）・危険物等に関して

- (1) ホール内での火気使用は禁止されております。また、可燃性ガス、ガソリン、灯油等危険物の持込は原則できません。

- 13 喫煙（ターミナル全体）に関して
- (1) ホール、CIQ、野外劇場、屋上広場、駐車場内等も含め全館禁煙です。
 - (2) 喫煙は所定の喫煙所をお願いします。来場者の喫煙管理はご利用者の責任となります。
 - (3) 万一、喫煙所以外での喫煙が発覚した場合、催事開催中であってもホールのご利用を中止させていただきます。
- 14 備品に関して
- (1) ホール内にある備品は、一部備品を除き無料をご利用いただけます。無料備品のため、欠損、汚れ、数の上限等が変更される場合もございます。事前に必ずご確認ください。(別添⑩-3 大さん橋ホール備品リスト 参照)
- 15 電源コンセント
- (1) ホール内には電源コンセントがありません。必要な場合、別途取付け工事費が発生します。
- 16 電波状況
- (1) ワイヤレスマイク、携帯電話、無線 LAN 等の電波は立地、構造上安定した状態ではありません。特にワイヤレスマイクの電波は場所や時間によって影響されることがあります。
- 17 臨時電話・インターネット回線
- (1) 臨時電話回線、インターネット回線(ADSL方式、VDSL方式)が必要な場合、利用者が直接NTTにお申し込み下さい。NTT工事料金以外に別途、施設の架設工事費がかかる場合もございます。
- 18 搬入出車両に関して
- (1) CIQ内に機材、荷物等を搬入出する際、大さん橋駐車場(一部船客用)からの搬入出になります。週末や客船の入出港時等は非常に混雑し、満車になる場合もありますが、ホール利用者を優先することはできません。
- 19 2tを超える搬入出車両に関して
- (1) 2tを超える搬入出車両の場合(~10t)、大さん橋駐車場内への進入ができません。該当車両は岸壁乗入れ申請をご利用4営業日前に所定の書式をホール事務所までFAX(045-211-2309)またはメールにてお送り下さい。外航船入出港がある場合、原則岸壁乗入れができません。
 - (2) 岸壁利用の場合、申請及び警備費等の料金が発生します。
- 20 屋上閉鎖に関して
- (1) 悪天候(暴風雨・降雪)により、閉鎖する場合があります。閉鎖時、正面入口が導線として使用できなくなります。
- 21 ホール内に車両を入れた利用に関して
- (1) 車両1台が車両総重量2000kg(2t)以下、搬入出経路は屋上車両通行路を自走で通り、ホール正面口(扉サイズ:幅2100mm/高2300mm)になります。車両を入れた催事等をご検討される場合、注意事項等もございますので事前に当施設担当者へご相談下さい。
- 22 入場制限に関して
- (1) 安全管理上、入場者過多と判断した場合、状況に応じ開催中でも入場制限をしていただく事があります。
- 23 医療従事者の派遣
- (1) 当ホールを格闘技興行のために利用する場合、主催者は自らの費用と責任で有資格を持った医師、看護師を派遣して下さい。

24 緊急車両等

(1) 利用者が緊急車両を要請、警察等へ通報した場合、必ずその場で施設担当者までお知らせ下さい。

25 野外劇場同時利用に関して

(1) 催事3ヶ月前を目処にご連絡をお願いいたします。使用にあたり規制・料金が発生しますので合わせてご相談下さい。

26 時間外利用に関して

(1) 施設担当者2名～の時間外対応費として@20,000円～発生します。
※対応費は開催月に準じて、変更されます。

27 施設利用中(準備撤去含む)に発生した事故・怪我・トラブル等について

(1) 利用者のみならず、関係者・来場者に関わる全ての事故・怪我等については主催者が全責任を負っていただきます。
(2) 施設、設備、備品等を損傷または紛失した場合、速やかに施設担当者へお知らせ下さい。修理、復旧費は主催者負担となります。

28 関係機関への届出について

(1) 申請及び届出の必要がある場合、当施設担当者と相談の上、主催者が申請及び届出を行って下さい。
※提出された申請書類、原本またはコピー等を当館にご提出下さい。

催物開催届 (レイアウト図面・タイムテーブル等) *必須 *催事5営業日前 *2部作成、申請後押印された申請書一部を当館に提出	横浜中消防署 予防課予防係 TEL. 045-251-0119 横浜市中区山吹町 2-2
催事開催届 (概要) *必須	横浜水上警察署 警備課 TEL. 045-212-0110 FAX. 045-201-8400 横浜市中区海岸通 1-1
食品営業の許可申請 試飲飲食・食品販売の届出 *催事2週間前	中区福祉保健センター 食品衛生課 TEL. 045-224-8337 横浜市中区日本大通 35
酒類販売許可申請	横浜中税務署 酒類指導官部門 TEL. 045-651-1321 横浜市中区山下町 37-9
音楽著作物使用許諾申込書等	(社) 日本音楽著作権協会 横浜支部 TEL. 045-662-6551 横浜市中区日本大通 60 朝日生命横浜ビル内

注意①

上記に属する事態により、お客様に不都合が発生した場合、指定管理者 (一般社団法人 横浜港振興協会) は一切の責任を負いかねます。予めご了承願います。

注意②

当「ご利用にあたって」に記載がない事項につきましては、直接お問い合わせ下さい。また「大さん橋ホールご利用にあたって」は予告なく変更する場合がございます。